## ○共立蒲原総合病院組合行政不服審査会条例

平成28年3月28日 条 例 第 2 号

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項 の規定に基づき、共立蒲原総合病院組合行政不服審査会(以下「審査会」という。) を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、 かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに管理 者が委嘱する。
- 2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続

は、公開しない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第10条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。